



豊田市横断歩道橋修繕計画



令和3年7月

豊田市 建設部 道路予防保全課

1. 修繕計画の目的

1) 背景

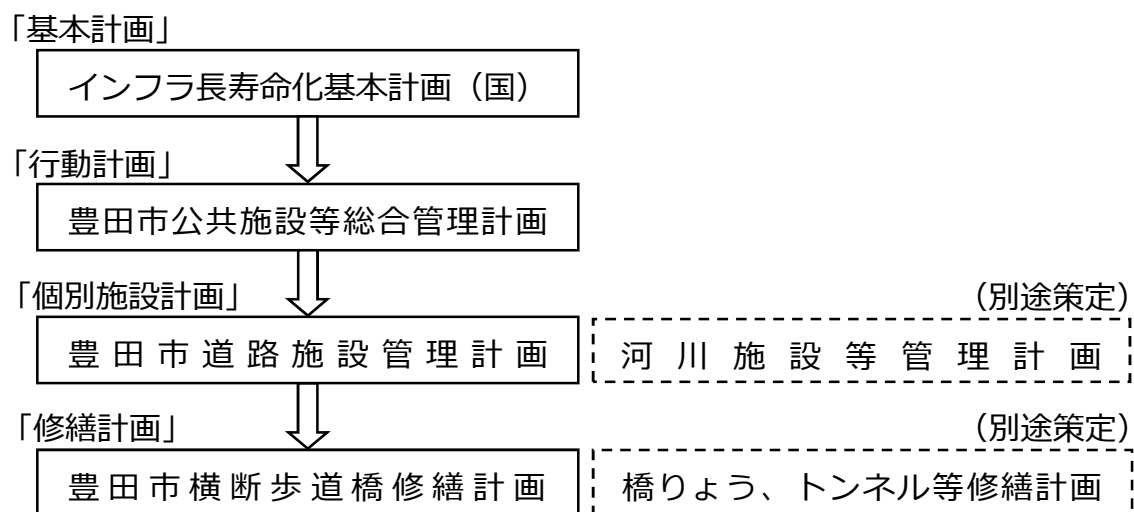
豊田市が管理する横断歩道橋は、多くが1960年代の高度経済成長期に建設されており、建設後50年を経過するものが10年後には約5割、20年後には約8割に達する。老朽化の進行に伴い、維持管理費が増大していくが、厳しい財政状況のもと、費用の削減と平準化が求められている。

このような状況の中で、国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方自治体に対しても「個別施設計画」の策定を求めたことから、行動計画である「豊田市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画である「豊田市道路施設管理計画」を策定した。

2) 目的

このような背景から、具体的な修繕計画となる「豊田市横断歩道橋修繕計画」を策定し、修繕が必要な横断歩道橋に優先順位を設定し計画的な修繕を実施することで、維持管理費用の縮減・平準化を図りつつ、安全性・信頼性を確保する。

●概念図



2. 修繕計画の対象横断歩道橋

本計画の対象とする横断歩道橋は、以下のとおりとする。

本計画の対象とする横断歩道橋数	41橋
-----------------	-----

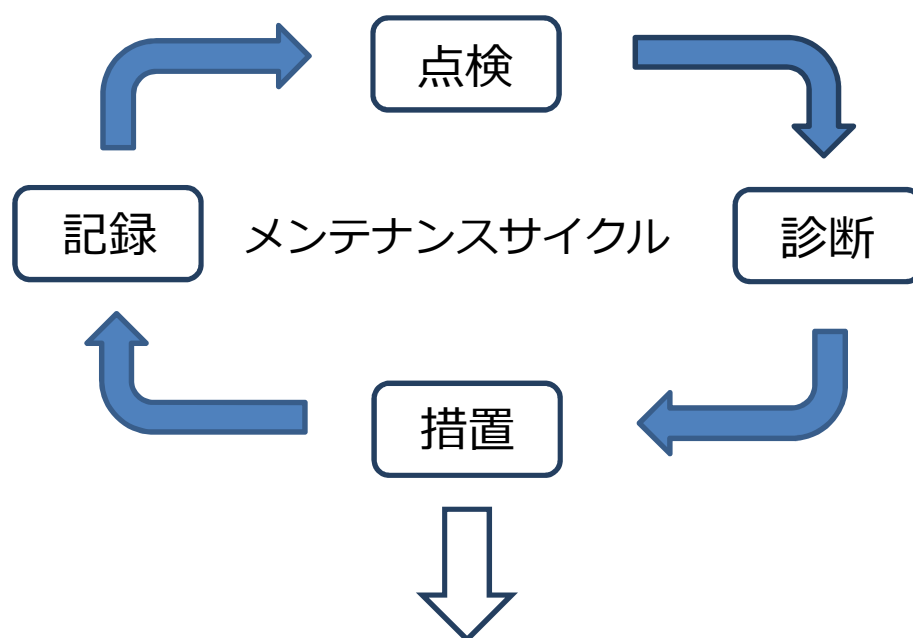
(2021年3月時点)

3. PDCA サイクルの推進方針

横断歩道橋維持管理費用の縮減・平準化を図り、安全性・信頼性を確保する。

- ①点 検：統一的な基準により、5年に1度、近接目視を実施
 - ②診 断：統一的な尺度で健全性の判定区分を設定し、診断を実施
 - ③措 置：点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施
 - ④記 録：点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表（見える化）
- ①～④のメンテナンスサイクルを不断に継続実施する。

*点検・診断は道路法施行規則で定められた「法定点検」とする。



【目指す姿】

「老朽化を起因とする重大事故ゼロ！」

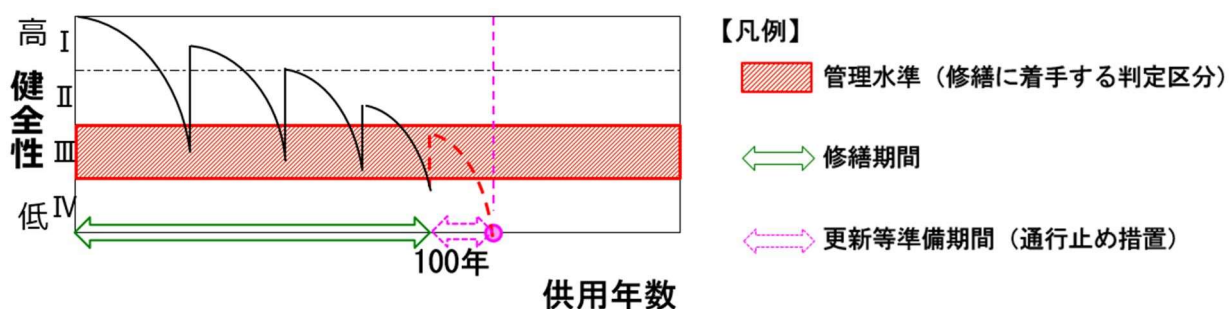
「持続可能で適正な維持管理！」

4. 修繕の基本的な方針

【健全性の診断の判定区分】

区 分		定 義
I	健 全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

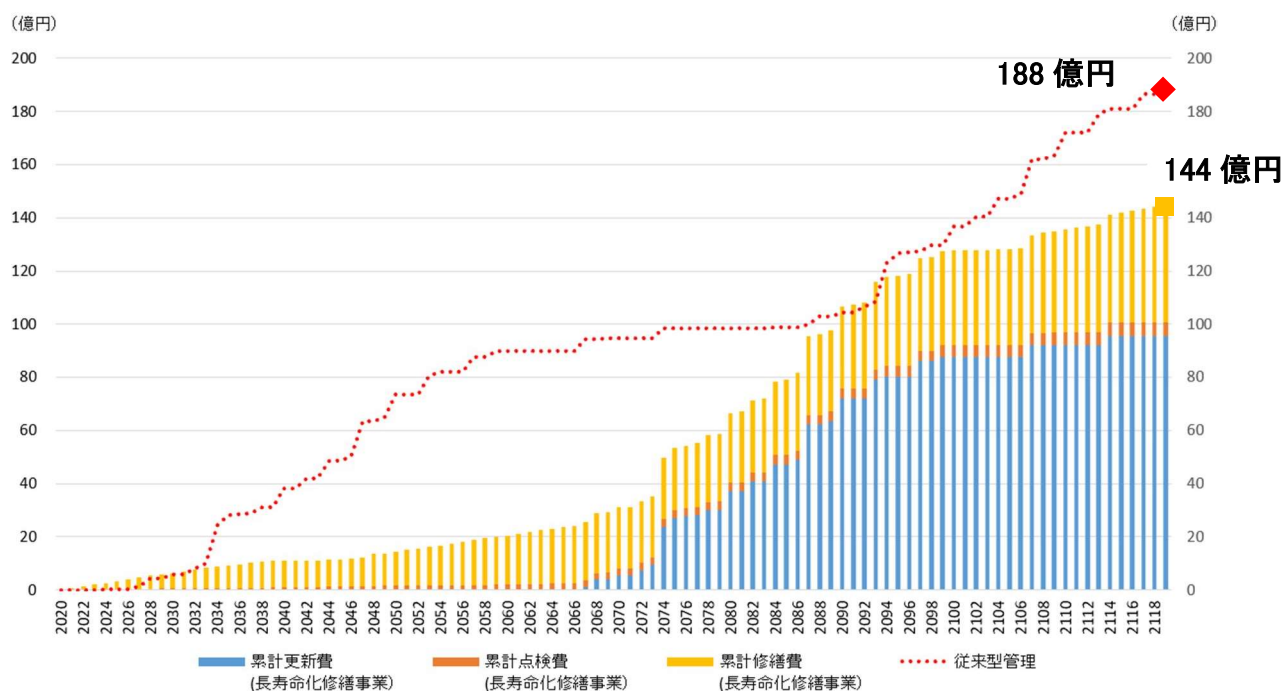
【「管理水準と修繕」の概念】



管 理 方 法	事 後 保 全 型
修 繕 に 着 手 する 健 全 性	Ⅲ
回 復 目 標	I
想 定 する 修 繕	消耗部位（塗装など）
想 定 供 用 年 数	100年
撤 去 ・ 更 新	定期点検で健全性「Ⅲ」「Ⅳ」と診断されたものに対して「通学路指定の有無」など必要性を検証したうえで、撤去・更新を検討する。

5. 修繕計画事業による効果

定期点検に基づく適切な維持管理を行うことで延命化が図られるため、計画期間における費用の平準化と縮減が可能となる。縮減額は、点検、修繕、更新に要する費用を積上げて従来型管理と比較すると、100年間で約44億円のコスト縮減が見込まれる。



6. 計画策定担当部署

計画策定担当部署

豊田市 建設部 道路予防保全課 TEL : 0565-31-1212 (代表)
0565-34-6683 (直通)

策定

・平成25年3月31日

改定（1）

・平成29年3月31日

改定（2）

・令和2年3月31日

改定（3）

・令和3年4月1日

改定（4）

・令和3年7月30日